

香美市森林の寄附の受入れに関する条例をここに公布する。

令和8年10月23日

香美市長

依光晃一郎

香美市条例第33号

香美市森林の寄附の受入れに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の森林について、管理不全による環境悪化及び相続等による権利の細分化を防止するため、所有者等が寄附を希望する森林のうち、森林保全、防災その他の観点から市が管理することが望ましいものの寄附の受入れに関し必要な事項を定め、もって適切な森林管理に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 森林の所有者（当該森林が共有されているときは、共有者全員）及び相続登記が行われていない森林の相続人（相続人が複数あるときは、その全員）をいう。
- (2) 森林 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林のうち、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条に規定する地目が山林又は保安林であるものをいう。
- (3) 寄附 所有者等が、その所有権を無償で市に譲渡することをいう。

(寄附の申込み及び受入れの決定等)

第3条 所有者等は、その所有する森林を市に寄附しようとするときは、市長に事前調査を申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、第5条及び第6条に規定する要件に照らして審査し、受入れの可否を決定するものとする。
- 3 前項の規定により受入れが可能である旨の通知を受けた所有者等は、当該森林を寄附しようとするときは、市長に申し出るものとする。

(対象区域)

第4条 寄附の対象となる森林は、市の区域内に所在するものとする。

(受入れの要件)

第5条 市長が寄附を受け入れることができる森林は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 市への所有権移転登記に関し、第3条第3項の規定による申出までに抵当権の抹消登記その他の手続を含め、遅滞なく行うことができる状態にあること。
- (2) 当該森林が、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第2条第3項各号のいずれかに該当することにより同条第1項の承認申請をすることができないもの又は同法第5条第1項各号のいずれかに該当することにより国庫への帰属の承認を受けることができないものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が森林の適正な管理上必要と認める要件を満たすこと。

（受入れの制限）

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項の規定による申込みがあった森林が、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附を受け入れないものとする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質により汚染されている森林
- (2) 地上又は地下に建物、工作物その他の有体物が存する森林であって、当該有体物の除去に多額の費用を要するものと認められる森林
- (3) 土砂の流出若しくは崩壊又は樹木の倒伏その他の事由により、人の生命若しくは身体又は周辺の土地若しくは財産に危害を及ぼすおそれが高いと認められる森林
- (4) 抵当権その他の担保権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている森林（公共公益事業の用に供する地役権が設定されているものを除く。）のうち、市への第3条第3項の規定による申出までに、所有者等の責任において当該権利の抹消登記を行えない森林
- (5) 売買契約その他の権利の設定又は移転に関する契約が締結されている森林
- (6) 所有権の存否又は帰属について争いがある森林
- (7) 香美市つなぐ森設置条例（令和6年香美市条例第2号）の規定により市が寄附を受ける対象となる森林
- (8) 所有者等に市税その他市に対する債務の滞納がある場合における当該所有者等が所有する森林
- (9) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合における所有者等が所有する森林

(10) 前各号に掲げるもののほか、寄附を受け入れることが市の不利益になると市長が認める森林

(管理)

第7条 市長は、この条例に基づき寄附を受けた森林について、第1条に規定する目的が達成されるよう、適正に管理しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。